

令和7年 第10回 福岡市選挙管理委員会

5月20日（火） 午前10時30分

議 題

1 議案

議案第7号 個人演説会等の施設の設備の程度の承諾及び公職の候補者等が
納付すべき費用の額の承認について

2 報告事項

- ① 選挙人名簿から抹消する者の数について
- ② 在外選挙人名簿登録者数について

3 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・ 令和7年6月5日（木） 午前10時30分
- ・ 令和7年6月13日（金） 午前10時30分
- ・ 令和7年7月2日（水） 午前10時30分

議案第7号

個人演説会等の施設の設備の程度の承諾及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の承認について

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設の管理者から申請があった当該施設の設備の程度及び当該施設の使用のために公職の候補者等が納付すべき費用の額については、申請のとおり承諾し、及び承認する。

令和7年5月20日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大三郎

申請内容

別紙のとおり

(理由)

公職選挙法第161条第1項第1号及び第2号に該当する個人演説会等の施設の管理者から、公職選挙法施行令第119条第2項及び第121条の規定により、当該施設において個人演説会等を開催するために必要な設備の程度の承諾及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の承認を求められたことにより、それぞれ承諾及び承認を行う。

経文施第 43-1 号
令和7年 5月14日

福岡市選挙管理委員会
委員長 稲員 大三郎 様

福岡市長 高島 宗一郎
(経済観光文化局文化施設課)

個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき
費用額等の承認申請書

個人演説会等の開催のため必要な施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用額等を下記のとおり定めたいので、承認願いたく申請します。

記

1 福岡市民ホール（新規）
(1) 施設の設備の程度

	面 積	収容人員	照明	演壇	聴 衆 席	控所	会場看板	放送設備
大ホール	2,435㎡	2012人	有	有	固定式いす	有	有	有
中ホール	1,315㎡	815人	有	有	固定式いす	有	有	有
小ホール	178㎡	150人	有	有	板張	有	有	有

(2) 納付すべき費用額

区分				基本料金						超過料金		
				9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から 17時まで	13時から 22時まで	9時から 22時まで	12時から 13時まで	17時から 18時まで	22時から 翌日の9 時まで(1 時間まで ごとに)
大 ホ	一 般	公演・ 本番等	平日	22,000	88,000	110,000	110,000	198,000	220,000	22,000	27,500	—

一 ル	利 用		土日祝	26,400	105,600	132,000	132,000	237,600	264,000	26,400	33,000	—
		練習・ 準備	平日	15,400	61,600	77,000	77,000	138,600	154,000	15,400	19,250	28,870
			土日祝	18,480	73,920	92,400	92,400	166,320	184,800	18,480	23,100	34,650
中 ホ ー ル	一 般 利 用	公演・ 本番等	平日	8,800	35,200	44,000	44,000	79,200	88,000	8,800	11,000	—
			土日祝	10,560	42,240	52,800	52,800	95,040	105,600	10,560	13,200	—
		練習・ 準備	平日	6,160	24,640	30,800	30,800	55,440	61,600	6,160	7,700	11,550
			土日祝	7,390	29,560	36,960	36,950	66,520	73,910	7,390	9,240	13,860
小 ホ ー ル	一 般 利 用	平日		1,650	6,600	8,250	8,250	14,850	16,500	1,650	2,060	3,090
		土日祝		1,980	7,920	9,900	9,900	17,820	19,800	1,980	2,470	3,710

教総第141号
令和7年5月9日

福岡市選挙管理委員会
委員長 稲員 大三郎 様

福岡市教育委員会
教育長 下川 祥二
(総務部総務課)

個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用額等の承認申請書

個人演説会等の開催のため必要な施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用額等に関し、次のとおり定めたいので承認願いたく申請します。

1 新規

(1) 学校

区分	施設の名称 (所在地)	種 別	納付すべき費用額			施設の設備の程度その他							
			平 日	日曜日	休 日	面積 ㎡	収容 人員	照明	演壇	聴衆 席	控所	会場 看板	放送 設備
			昼夜	昼夜	(昼夜共)								
新規	福岡市立特別支援学校「城浜高等学園」	講堂兼体育館	福岡市立学校施設使用料条例(昭和23年福岡市条例第9号)別表に掲げる額			994	990	有	有	板張	有	無	有

(2) 公民館

区分	施設の名称 (所在地)	種 別	納付すべき費用額			施設の設備の程度その他							
			平 日	日曜日	休 日	面積 ㎡	収容 人員	照明	演壇	聴衆 席	控所	会場 看板	放送 設備
			昼夜	昼夜	(昼夜共)								
新規	福岡市照葉はばたき公民館	講堂	福岡市公民館条例(昭和39年福岡市条例第91号)別表第2に掲げる額			89	80	有	無	板張	有	有	無

○個人演説会等を開催することができる施設の指定に関する事務の流れ

	施 設 管 理 者	市 選 管	県 選 管
施設指定の事務	指定についての同意	区選管との事前協議 ← 指定のための協議 <委員会議決> 指定の議決 (法161条1項3号) ← 指定の通知 指定の報告 (法161条3項)	施設指定の告示 (法161条4項)
設備の承認の事務 額設備の承認の事務及び費用の	設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額の承諾及び承認申請 (令119条2項・121条) 設備の程度及び費用の額の公表 (令119条2項・121条) ※ 概ね告示により公表を行っている。	← <委員会議決> 設備の程度及び費用の額の承諾及び承認 (令119条2項・121条) 区選管への通知・連絡	

(関係法令)

○公職選挙法

(公営施設使用の個人演説会等)

第百六十一条 公職の候補者(衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時にされる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のもの並びに参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。次条から第百六十四条の三までにおいて同じ。)、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等は、次に掲げる施設(候補者届出政党にあつてはその届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県の区域内にあるもの、衆議院名簿届出政党等にあつてはその届け出た衆議院名簿に係る選挙区の区域内にあるものに限る。)を使用して、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる。

一 学校及び公民館(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十一条に規定する公民館をいう。)

二 地方公共団体の管理に属する公会堂

三 前二号のほか、市町村の選挙管理委員会の指定する施設

2 前項の施設については、政令の定めるところにより、その管理者において、必要な設備をしなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、第一項第三号の施設の指定をしたときは、直ちに、都道府県の選挙管理委員会に、報告しなければならない。

4 前項の報告があつたときは、都道府県の選挙管理委員会は、その旨を告示しなければならない。

○公職選挙法施行令

(個人演説会等の施設の設備)

第百十九条 (略)

2 個人演説会等の施設の管理者は、市町村の選挙管理委員会の承諾を得て、…(略)…設備の程度その他施設(設備を含む。)の使用に関する定めを設けて、あらかじめこれを公表しなければならない。

3 (略)

(個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用)

第百二十一条 …(略)…公職の候補者等が納付すべき費用の額は、個人演説会等の施設の管理者が市町村の選挙管理委員会の承認を得て定め、あらかじめ公表しなければならない。

○福岡市立学校施設使用料条例

別表

種別	使用区分	単位	金額
講堂兼体育館	一般	1時間につき	円 250
	公共		150
柔剣道場	一般		150
	公共		100
教室	一般		100
	公共		50
校庭	一般		200
	公共		100

備考

- 1 夜間照明施設の利用を伴う場合の校庭の使用料の額は、当該利用の時間1時間につきこの表に掲げる使用料の額に600円を加算した額とする。
- 2 「一般」とは、次項に定める使用以外の使用をいう。
- 3 「公共」とは、次に掲げる場合の使用をいう。
 - (1) 市又は教育委員会が後援する事業のため使用するとき。
 - (2) 教育委員会が教育行政上の必要があると認めるとき。

○福岡市公民館条例

別表第2

区分	単位	金額
講堂	1時間につき	円 600
その他の室		350

○福岡市民ホール条例

別表第 1

1 ホール

区分			単位	金額
大ホール	一般利用	平日	1 日 につ き	円 220,000
		土日祝		264,000
	興行利用等	平日		568,000
		土日祝		682,000
中ホール	一般利用	平日		88,000
		土日祝		105,600
	興行利用等	平日		227,200
		土日祝		272,800
小ホール	一般利用	平日		16,500
		土日祝		19,800
	興行利用等	平日		33,000
		土日祝		39,600

備考

- 1 「興行利用等」とは許可利用者が入館者から入場料を徴収する場合その他の規則で定める場合の利用をいい、「一般利用」とはそれ以外の利用をいう。

報告事項 1

選挙人名簿から抹消する者の数について

4月22日～5月20日区委員会議決分

区 分	抹消者の合計	抹 消 者 の 内 訳		
		死 亡 者	市外転出後 4箇月経過者	在外登録移転者
東 区	811	217	594	0
博 多 区	949	158	791	0
中 央 区	588	105	483	0
南 区	622	195	427	0
城 南 区	269	103	165	1
早 良 区	440	163	277	0
西 区	467	165	302	0
福岡市計	4, 146	1, 106	3, 039	1

参考（4月22日～5月20日区委員会議決における抹消後の選挙人名簿登録者数）

	前回 選挙人名簿登録者数	前回以降の 抹消者数	5月20日現在 選挙人名簿登録者数
福岡市計	1, 313, 777	4, 146	1, 309, 631

報告事項 2

在外選挙人名簿登録者数について

4月22日～5月20日区委員会議決分

区 分	前回 登録者数	前回以降の 新規登録者数	前回以降の 登録移転者数	前回以降の 抹消者数	今回 登録者数
東 区	128	0	0	0	128
博 多 区	98	1	0	1	98
中 央 区	146	0	0	0	146
南 区	146	5	0	1	150
城 南 区	75	1	1	0	77
早 良 区	120	2	0	0	122
西 区	81	0	0	0	81
福岡市計	794	9	1	2	802